

第六條 支部は六月に一回組合員の總會を開く

第七條 支部には左の機関を置く

支部委員会（支部長一名 委員若干名）

第八條 支部委員会に本部委員会の依頼を受け

（一）分会

第九條 同一三場以上の組合員ある時は分会を設けることを得

第十條 分会は其の二場以上の特種な問題を調査、研究し従事者

の組織に依り支部委員会又は本部委員会に統制の下に組合の

事業を遂行するものとす

第十一條 分会に左の機関を置く

分会幹事会（幹事長一名 幹事若干名）

第十二條 分会に左の機関を置く

第十三條 本組合に左の機関を置く

（一）大会 （二）本部委員会 （三）常任委員会

（四）大会

第十四條 大会は本組合の最高機関にして毎年一回組合員之を召集す

但し次の場合には臨時大会を開議することを得

一 本部委員会から起る事由と認めたる時 二 組合員三分の二以上より要

求ありたる時

第十五條 大会は左記の比例に依りて選出される代表委員を以て構成す

一 各支部を選挙区とし組合員五十名迄十名 五十名以上十名を増す

毎区一名を増す

第十六條 本部委員は大会に於て發見の罪を存す

第十七條 大会は出席代表数多数分の二以上を以て其の決議は出席者

過半数の同意に依りて成立す

但し可否同数の場合は議長之を採決す